

平成24年度事業計画

民間社会福祉施設等に勤務する職員の処遇向上を図るため、退職手当共済事業の一層の充実推進に努めます。

1. 退職一時金の給付及び資産運用について

民間社会福祉施設等を取り巻く社会状況をみると、少子高齢化や経済の低成長というような変化の中で、行財政改革や税制改正等が議論されています。

こうした情勢の中で、共済契約施設及び職員に対する退職手当共済制度が長期的に安定した制度として維持できるよう、調査・研究や創意工夫を行い、円滑な事業推進を図るとともに、基金の財政再計算を行うなど退職手当積立基金の適正な水準維持の確保に努めます。

また、財団基金の資産運用については、予想を超える円高や新興国の経済成長率の鈍化など世界の経済構造が変化しつつある中で、資産運用管理体制の強化・充実を図りつつ、安全かつ確実な総合収益を確保し、財政の健全化に努めます。

2. 公益法人制度改革に伴う新財団法人への移行について

当財団は、平成22年11月の理事会において、公益ではなく一般財団法人に移行する方針とすることや、移行認可の申請時期は24年の夏～秋を予定することが承認されています。新法人の定款の準備も進み、最初の評議員の選任も終わりました。いよいよ今年度は、一般財団法人への移行認可申請を行うこととなりますが、そのための主な作業は次のとおりです。

- ①平成24年3月期の決算をまとめること。
- ②新しい定款（定款変更の案）を完成させること。
- ③移行認可申請書類を作成すること。
- ④公益目的財産がある場合は公益目的支出計画を作成すること。

なお、一般財団法人への移行申請が年度内に認可された場合には、新法人の登記(新法人の設立)などの事務も発生してきますので、移行事務が円滑に進むよう着実に準備を行って参ります。

3. 事務の円滑な実施、効率化について

「迅速で且つ正確」を基本姿勢とし、業務量の増大に対応するため、退職共済制度の的確な運営、コンピューター情報ネットワークシステムの機能充実、新新会計基準の導入に伴う会計処理の適正化及び財団ホームページの整備・充実に努め、共済契約者の利便性を推進するとともに、事務処理の一層の効率化を図ります。

4. 業務の広報について

機関紙「私達の財団」第35号を発行し、事業の広報と共済職員への情報提供を図るとともに、ホームページ「ようこそ！私達の財団へ」の充実に努め、情報の開示と提供を行うとともに退職共済制度に対する理解と協力を得ていくこととします。

5. 個人情報の適正な取扱いについて

個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、共済財団が実施する退職一時金給付事業並びに独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済事務を通じて個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図ります。

主な事業

1. 役員会等の開催

- (1) 定例理事会 年4回（平成24年5月、7月、11月及び平成25年3月を予定）
- (2) 定例監事会 年1回（平成24年5月）
- (3) 臨時役員会 必要に応じ理事長が招集します。
- (4) 小委員会 年3回
- (5) 公益法人制度改革等検討委員会 年3回

2. 共済掛金の収入事務

- (1) 共済契約施設数 545施設（平成24年度中開設見込み10施設を含む。）
- (2) 被共済職員数 11,040名（平成24年度中開設見込みに伴う職員110名含む。）
- (3) 掛金納入対象職員数 10,750名（最高年齢者140名、休職者150名を除く）・・・A
- (4) 1人平均給料月額 202,000円・・・B
- (5) 共済掛金1月分 $(A \times B \times 55 / 1,000)$ 119,432千円・・・C
- (6) 共済掛金1年分 $(C \times 12 \text{か月})$ 1,433,184千円

3. 資産運用による収入計画

資産区分	平均残高	利子等	利回り(%)	備考
1 年金信託	8,000,000千円	144,000千円	1.8	
2 金銭信託	9,192千円	5千円		
3 定期・普通預金	144,000千円	28千円		
計		144,033千円		

4. 退職手当支払資金給付事業

- (1) 退職者見込数 1,400名・・・A

- (2) 1人平均給付見込額 655,000 円・・・B
 (3) 退職手当給付金総額 (A×B) 917,000 千円

5. 基金の積立計画（簿価ベース）

23年度末積立総額	24年度取崩し額	24年度積立額	24年度末積立総額
8,667,800 千円	920,000 千円	900,000 千円	8,647,800 千円

6. 公益法人制度改革への対応

以前にも述べましたが、特例財団法人が一般財団法人に移行するには、最低限、次の作業が必要になります。

- 1 最初の評議員の選任
- 2 新しい定款の作成
- 3 公益目的財産がある場合は公益目的支出計画の作成

上記1の最初の評議員の選任方法については、平成24年3月9日付けで知事の認可を受けることができ、早速、3月15日に最初の評議員の選定委員会を開催し、7名の評議員候補者を選任することができました。また、2の新しい定款は、認可申請の際には必ず必要になりますので、それまでには完成させなければなりません。

さらに、3の公益目的支出計画の作成については、決算の状況を見ながら対応していくこととなります。

◇新しい定款の作成

新しい定款は、財団の事業の一部変更や公告方法、あるいは、機関設計を一般法人法に適合するような変更が必要になってきます。ちなみに、現行寄附行為上の理事長や理事、監事は新しい法人法上の機関とは別個のものとされるため、改めて新しい定款に規定する必要があります。そして、これらを盛り込んだ新しい定款案について今年の1月に文書学事課でチェックを済ませ、修正も行ったところです。理事会などで移行認可に関する最終承認を受ける前まで引き続き完成を目指し、定款案の詰めをしていくこととします。

公益目的支出計画の作成

◇公益目的財産が残った場合は、その財産は公益目的に支出されるべきものとなるので当該財産が0となるまでの支出計画を作成して行政庁の監督下で計画遂行する必要があります。しかしながら、新しい定款4条の事業の中に、公益事業となるような新しい事業を起こして計画策定することも可能なようにしていますが、決算の調整をしっかりと行い、財団にとって最も有利な認可内容となるよう、今後も引き続き検討していくこととします。

7. 受託事業の円滑な事務処理

独立行政法人福祉医療機構から直接受託する、退職手当共済業務について、実務担当者を対象に周知徹底を図るとともに、共済契約申込書その他各種届書の審査、受理、発送事務を迅速に行い、円滑な事務処理を推進します。

8. 説明会の開催及び事務指導

退職手当共済制度に対する説明会等を必要に応じ開催し、制度の理解と共済掛金の納付及び退職手当給付金の支給に係る適正な事務処理など、共済契約施設における退職金に関する事務の円滑な推進を図るため、引き続き指導を行います。

9. 全国会議等への事務局職員の参加

- (1) 全国民間社会福祉事業従事者共済連絡協議会（宮城県）
- (2) 関東ブロック民間社会福祉従事者共済制度連絡協議会（山梨県）
- (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事務打合会（福祉医療機構主催 東京都）